



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 31 日 (木)
号外第 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (32) (税務課) 3

==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（以下「つなぎ法」という。）が制定されたことに伴い、鳥取県税条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）の施行期日等について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) つなぎ法による改正後の改正法の趣旨を踏まえ、改正条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとする。
- (2) 改正条例中不申告等による過料の最高額を10万円に引き上げることとする改正規定について、施行期日を規則で定める日（現行 平成23年6月1日）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日等</u>）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定並びに<u>附則第6条の規定</u> 平成23年4月1日</p> <p>（2）第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。）、第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 <u>規則で定める日</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> <p><u>2 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）による改正後の改正法の趣旨を踏まえ、この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>第6条 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日</u>）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定 平成23年4月1日</p> <p>（2）第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。）、第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 <u>平成23年6月1日</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>第6条 この条例の規定は、<u>改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、</u></p>

内容が当該改正法を踏まえた新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。